

No.	B-18	施設名	古武井会館
-----	------	-----	-------

函館市公共施設カルテ

令和2年3月31日現在

I 施設の基本情報								
所在地	古武井町150番地4		所管部課	恵山支所市民福祉課				
開設年月日	昭和43年12月19日	附属建物	無	地区区分	6 東部地区	避難所	—	
設置根拠	函館市地域会館条例							
設置目的	市民に集会，学習，交流等の場を提供することにより，地域活動の促進を図り，もって良好な地域社会の維持および形成に寄与するため。							
運営主体	指定管理 (恵山地区町会連合会)		指定管理期間	平成30～令和2年度(3年間)				
取得方法	購入(起債)	特記事項	旧母と子の家					
敷地	土地面積	677.11 m ²	地番	149番3外1筆		財産区分	行政財産(公共用)	
	借地面積	0.00 m ²	貸主	—		借地料(千円/年)	- 千円	
	総面積	677.11 m ²	特記事項	なし				
建物	構造	木造	階数	地上1階(平屋)		財産区分	行政財産(公共用)	
	延床面積	299.74 m ²	建築年度	昭和43年度(築51年)		耐用年数	法24年	
	耐震対策	対象外	特記事項	なし				
II 運営情報(単位:人,千円)				III 施設評価				
項目		平成30年度決算	令和元年度決算		評価			
収入	使用料・手数料	-	-		<p>B 売却(施設の解体)</p> <p>今後の施設のあり方(当初)</p> <p>市が所有する東部地区の地域会館と各町会が所有する旧函館地域の町会館との間に，取扱いの不整合が生じていることから，地域会館を廃止しますが，1町会に会館が複数設置されている地域については，1会館に整理した上で廃止します。</p> <p>また，東部地区の特性などを考慮し，コミュニティ活動の拠点となる施設を補うために，一定条件を満たす準拠点的な施設については，活用していくことを検討します。</p> <p>なお，一定条件を満たさず廃止となる施設は，町会が独自に所有・運営したいと希望する場合，譲渡することとしますが，原則，施設を解体します。</p> <p>現在の状況および方向性の変更等</p> <p>恵山地区については，既に1町会1会館となっていることから，今後は，地域会館のあり方について，準拠点施設の位置づけなどの検討を進める。</p> <p>参考：類似施設</p> <p>他の地域会館 本施設を含め7会館</p>			
	その他	-	-					
	計(A)	-	-					
支出	人件費	-	-	-			-	
	職員	職員	-	-			-	-
		嘱託	-	-			-	-
		臨時	-	-			-	-
	委託料	-	-					
	修繕料等	-	-					
	光熱水費等	-	-					
指定管理料	727	739						
その他	-	-						
計(B)	727	739						
収支差(B-A)		727	739					
利用状況	利用人数	60	312					
	有料	有料	-	-				
		無料	60	312				
	稼働日数	2	11					
1日当りの利用者数	30.0	28.4						
特記事項								

【施設】



【地区区分】

